

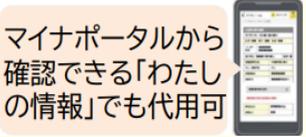
マイナ保険証への 移行について

現時点で判明している情報を基に内容を整理しました

令和6年11月

エンターテイメント健康保険組合

マイナ保険証・資格情報のお知らせ・資格確認書・健康保険証の比較

	マイナ保険証	資格情報のお知らせ	資格確認書	現行の保険証
形状	マイナンバーカード 	A4用紙を切り取って使用  	プラスチックのカード型（2色） 	プラスチックのカード型（水色） 
取得方法	マイナンバーカードの入手後、マイナンバーカードの保険証利用登録を行う	R6.9.30現在 マイナンバーと紐づき完了者へR6.10に事業主宛に送付 R6.12.1までに取得した方を対象にマイナンバーとの紐づき完了次第、事業主宛に送付 R6.12.2以降 資格取得時に交付	R6.12.2交付分より、新規加入（氏名変更等の場合も含む）は、 職権にて、マイナ保険証の登録有無を確認し登録のない方のみ発行 交付までに20日程度を要する見込み ※マイナンバーカードの健康保険証利用登録解除しないと、資格確認書は発行できません。利用登録解除申請についてはHPに掲載します。	R6.12.2以降、取得日、事由にかかわらず、交付不可 R6.12.1までの資格取得、認定、再交付、氏名変更の申請書および電子申請は11.30必着（不備のないものに限る） R6.12.2以降に受理した申請に関しては、健康保険証は交付できません。
管理方法	個人管理 ①マイナンバーカードの更新（10年） ②電子証明証の更新（5年）	回収、返却の義務 なし	資格喪失者の有効期限内のものは回収、返却義務あり	R7.12.1まで使用可、回収義務なし 但し、R7.11.30までに喪失者は回収義務あり
使用方法	医療機関等に設置されているカードリーダーで読み取り	マイナンバーカードと資格情報のお知らせの両方を医療機関等に提示 ※資格情報のお知らせのみでは受診不可	医療機関等に提示	医療機関等に提示

令和6年12月2日からの病院のかかり方

マイナ保険証を
持っていない

マイナンバーカード **なし**
または
保険証利用登録 **未登録**

マイナ保険証を
持っている

マイナンバーカード **あり**
かつ
保険証利用登録 **済み**

マイナ保険証に移行する

現行の保険証を使う
R7.12.1まで使用可

マイナ保険証をお持ちでない方には、有効期限が切れる前に資格確認書を発行します

資格確認書を使う

R6.12.2以降の加入されマイナ保険証がない方へ、エンタメ健保が発行します

マイナ保険証を使って受診

マイナンバーカードは持っているが、
保険証利用登録状況が分からない

マイナポータル「ホーム」「健康保険証」
で保険証登録をご確認ください

移行について伴う、QA（抜粋）

Q 1 限度額適用認定証や特定疾病療養受療証は今後も交付されますか？

A： 資格確認書の交付を受けている方で、希望する方へ交付します。

Q 2 マイナ保険証を保有しているが、念のため、資格確認書の交付を希望する場合、交付されますか？

A： オンライン資格確認を受けることができる状況にある場合は、交付対象となりません。 マイナ保険証の利用登録の解除の申請を受理したのち、交付することになります。 概ね2か月を要すると伺っております。

Q 3 資格確認書が交付されるまでの期間はどの程度か？また届くまでの受診方法は？

A： 資格確認書行は、マイナ保険証の有無を確認し、保険証の登録がない方へ発行するため、20日程度を要する見込みです。 健保で資格情報登録が完了次第、「健康保被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」と「資格情報のお知らせ」を郵送いたしますので、「資格情報のお知らせ」と「マイナンバーカード」を持参しご受診ください。

Q 4 R6.12.2日以降、氏名変更や破損・紛失の場合においても、健康保険証の再交付もできないのか？

A： できません。氏名変更や破損・紛失等で再交付が必要な場合は、マイナ保険証を保有していない方等には、申請により資格確認書を交付します。

Q 5 新フォーマットはどこから入手するのか？

A： 資格取得届は当健保のHPよりダウンロードください。 被扶養者異動届は当面今までの様式をご利用ください。 電子申請については、ご使用の給与ソフト提供会社もしくは日本年金機構のHPをご確認ください。

Q 6 保険給付受領委任状は今後はどうなりますか？

A： 「資格情報のお知らせ」に同封いたしますので、今までと同様に原本を回収しエンタメ健保へ郵送ください。

オンライン資格確認とは

オンライン資格確認は、マイナンバーカードのICチップまたは、健康保険証の記号番号等により、オンラインで資格情報の確認ができることをいいます。

事業主の皆さまからの届出を受けて、健保組合が加入者情報を中間サーバーに登録することで、オンライン資格確認システムに自動連携されます。

※健康保険組合に個人番号（マイナンバー）を届け出することは令和5年6月から事業主の義務となっています。

